第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

「だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり」

この計画は、障がいのある方もない方も等しく基本的人権を享受する個人として互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無によって区別されることなく、同じ社会を構成する一員として自らの意思により地域の中で生きがいを持ちながら、安心して自分らしく暮らすことができる「共生社会」の実現を目指すものです。

2 基本目標

(1)地域における生活支援体制の充実

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。本市では、障がいのある方やその家族の相談に的確に応じることのできる相談支援体制や、障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制など、総合的な支援ができる体制づくりを進めます。

また、専門職やボランティアの担い手となる人材の育成を図り、障がいのある方が 安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2)障がい児支援体制の充実

発達に支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない支援を提供する体制づくりを進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が能力を最大限発揮し、自らの選択と決定により、地域の中で自己 実現できるよう、入所施設等から地域生活への移行、本人の希望や障がいの特性に応 じた就労支援などの取組みを進めます。

また、地域社会を構成する一員として、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを進めます。

(4) バリアフリーの地域づくりの実現

障がいのある方への虐待や差別、偏見をなくすため、障がいへの理解を深めるとともに、公共施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及及び障がいに対応した防災体制の確保や、障がいのある人の視点に立った情報の提供など、様々な機会や場面を通じて、心理的・物理的・社会的なバリアフリーを促進し、安全でやさしい地域社会を目指します。

3 施策の体系

